

## 課税免除を受けられる身体障害者等の範囲と必要書類

※身体障害者の手帳の級に該当しても、障害の内容によっては、課税免除を受けられない場合がありますので、あらかじめご相談ください。

障害者等の別		身体障害者手帳の交付を受けている者		戦傷病者手帳の交付を受けている者		療育手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳等の交付を受けている者	
		本人運転	生計同一者運転	本人運転	生計同一者運転	生計同一者運転	生計同一者運転	常時介護者運転	
障 害 者 の 区 分 と 程 度	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1		特別項症から第4項症までの各項症	同左	重度の障害を有する者（療育手帳にA1、A2と記載されている者）	精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施工令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者	左記生計同一者運転の区分と同程度の障害を有する者で、単身（身体障害者等のみで構成される世帯を含む）で生活することを常況とする者	
	聴覚障害	2級及び3級							
	平衡機能障害	3級							
	音声機能障害	3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）		特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	同左				
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2		特別項症から第3項症までの各項症					
	下肢不自由	1級から6級までの各級		1級、2級及び3級の1	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症	下肢障害6級以上を含み、かつ、異なる部位の障害等級の合算判定の結果、合算後の等級が2級以上となる場合、生計同一者または常時介護者による自動車の運転は、対象となります。 （平成20年4月から拡充）		
	体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級		1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症				
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）		同左	—	—		
		移動機能	1級から6級までの各級		1級から3級（一上肢にのみ運動機能障害がある場合を除く。）	—	—		
	心臓機能障害	1級及び3級		同左	特別項症から第3項症までの各項症	同左			
じん臓機能障害									
呼吸器機能障害									
ぼうこう又は直腸の機能障害									
小腸機能障害									
肝臓機能障害									
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		同左	—	—				
申 請 に 必 要 な 書 類	自動車検査証	○	○	○	○	○	○	○	
	運転免許証	○	○	○	○	○	○	○	
	印鑑	○	○	○	○	○	○	○	
	生計同一証明書		○		○	○	○		
	身体障害者手帳	○	○					○	
	戦傷病者手帳			○	○				
	療育手帳					○			
	精神障害者保健福祉手帳						○		
常時介護証明書							○		

※生計同一証明書・常時介護証明書は福祉事務所で発行しています。